

京都市告示第 546 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 3 月 29 日

京都市長 梶 本 頼 兼

道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間
中地熊田線	右京区京北下熊田町丸山 7 番地の 4 地先から 同町 6 番地の 1 地先まで
佐々江下中線	右京区京北下中町鳥谷 6 番地の 3 地先から 同区京北赤石町鳥谷小迫口 21 番地の 5 地先まで

(建設局道路部道路明示課)